

## 一般社団法人日本交通科学学会利益相反マネジメント規程

### (序文)

日本交通科学学会（以下、「本学会」という）は、1962年の創立以来、「交通科学に関係の深い研究者の円滑で緊密な協力による交通安全の達成」を理念に掲げ、交通安全を最大の研究目的として、その成果を広く社会に還元するべく最大限に尽力してきた。これまでも本学会はこの理念のもとに、産業界、官界、および大学や学術研究機関との連携活動を推進してきた。本学会は、この産官学連携活動に携わる会員の意思を尊重する一方で、この活動に伴い発生し得る利益相反の問題に関し、社会へ誠実に説明責任を果たさなければならない。同時に、会員が安心して学会活動に取り組める環境を整備する必要もある。ここに、会員の利益相反状態を適正にマネジメントするための規程を策定する。

### (目的)

第1条 日本交通科学学会利益相反マネジメント規程は、本学会に対する社会的信頼を確保し、もって会員が円滑な学会活動ができることを目的とする。

### (利益相反の定義)

第2条 「利益相反」とは、学術講演会や学術雑誌における発表、理事会および各種委員会活動等の学会活動における経済的な利益相反を指す。利益相反とは、本学会の会員が、企業等との関係で有する利益又は責任と、交通科学研究の遂行、及び研究・調査の成果を公表する責任が相反する状況をいう。

### (対象者)

第3条 学会活動に携わる次の者を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術講演会における発表の筆頭演者
- (3) 本学会の学術雑誌などで発表する者（共著者および非会員を含む）
- (4) 本学会の倫理委員会に研究倫理審査を依頼する者（分担者を含む）
- (5) 本学会の理事長、理事、監事（以下、総称して「役員」という）、学術講演会責任者
- (6) 本学会の事務職員
- (7) (2)～(6)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

(対象となる活動の範囲と自己申告の基準について)

第4条 以下にあげる本学会が行うすべての事業活動を対象とする。

- (1) 学術講演会、セミナー、シンポジウム等（以下、「学術講演会等」という）の開催
- (2) 学術雑誌、学術図書などの発行
- (3) 本学会が関係し補助される研究および調査の実施
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2. 具体的に、以下の各号に該当する場合は、該当者は当学会に対して自己申告を行わなければならない。

- (1) 交通科学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、「企業・組織や団体」という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席や発表に対し、拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については、1つの企業・団体からの年間の支払額が合計50万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費・助成金については、1つの企業・団体から研究（受託研究費、共同研究費など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で、割り当てられた総額が年間50万円以上とする。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨励寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）に支払われた総額が年間50万円以上の場合とする。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円相当以上とする。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 倫理委員会の下に利益相反マネジメント委員会（以下、「COI (Conflict of Interest) 委員会」という。）を置く。

2. COI委員会は、委員長と委員をもって構成される。選出は以下による。

(1) 委員長は、倫理委員会委員長がこれにあたる。

(2) 委員は、委員長が本学会会員から指名し、倫理委員を兼務することができる。ただし、1名は外部の有識者を含むものとする。

3. COI委員会の委員の任期は、委員長の在任期間とする。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員長は、必要に応じ、委員以外の専門家に調査・助言等を求めることができる。

(COIに関する事務)

第6条 COI審査に関する事務は、本学会事務局が主管する。

(自己申告書の提出)

第7条 学術講演会等での発表、学術雑誌への投稿に際し、発表内容に関連する企業・組織や団体との関係について、第4条第2項に定める基準に従い、学術集会等での演題登録日・論文等投稿日を基点として、過去3年間におけるCOI状態の有無について開示しなければならない。(様式2)

学術講演会等での発表者は、当該発表時にCOI状態の有無を公表する。

学術雑誌への投稿者は、当該論文等においてCOI状態の有無を明記する。

2. 研究倫理審査の申請者は、第4条第2項に定める基準に従い、申請時から過去3年間におけるCOI状態の有無について開示しなければならない。(様式2)

3. 本学会の役員は、第4条第2項に定める基準に従い、就任の時点から過去3年間におけるCOI状態の有無について、自己申告書を、事務局を通してCOI委員会に提出するものとする。また、就任後、新たにCOI状態が発生した場合には、修正申告を行うものとする。(様式3)。

(審議)

第8条 学術講演会等においては抄録登録時に学会長が、学術雑誌においては論文等投稿時に編集委員長が自己申告書を集め、事務局を通じてCOI委員会に提出する。その際に、学会長ならびに編集委員長は、COI委員会に対して意見を述べることができる。

2. 提出された自己申告書の内容は、第4条第2項の基準に該当するか否か、COI委員会において審議される。

3. 審議の結果は、理事会に報告され、理事長名で承認される。
4. 自己申告書の事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、COI委員会が調査、ヒアリングなどを行い、判定の結果を理事会に報告する。
5. COI委員会は、必要に応じ、COI審議の判断を理事会に委ねることができる。

(不利益判定の通知)

第9条 当該案件が、審議の結果、客観的かつ合理的見地から利益相反ならびに倫理的規範に基づき本学会において不利益な結果を惹起するおそれがあると判断された場合には、COI委員会委員長は、速やかに、その判断理由と適切な対処策を当該案件に係る当事者（以下「本人」という）に通知し、その是正を勧告しなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 理事会は、重大な違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、以下各号で定める措置の一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催する学術講演会等での発表禁止
- (2) 本学会の学術雑誌への論文掲載の禁止あるいは論文撤回
- (3) 申請された研究や調査を実施することの中止
- (4) 本学会の学術講演会等の会長就任禁止
- (5) 本学会の役員解任、あるいは理事になることの禁止

(異議の申立)

第11条 通知を受けた本人が、通知内容に異議がある場合には、通知を受けた日から30日以内に理由を付した書面をもって、COI委員会に再審議を請求することができる。

2. 再審議の請求があった場合、COI委員会は、速やかに再審議しなければならない。
3. COI委員会は、理事会に再審議の最終判断を委ねることができる。

(情報の保管と公開)

第12条 対象者から提出された自己申告書は、当該申告者の発表日あるいは任期満了の日から3年間、理事長の監督の下において本学会事務所で保管されなければならない。3年間の期間を経過したものについては、速やかに廃棄される。ただし、廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な

期間を定めて廃棄を保留することができる。

2. 自己申告書により会員からCOI審議のために集められた情報は、COI委員会があらかじめ公開を明示したもの以外、これを本人の承認なく公開しない。

3. これらの情報は、理事会において、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があると認めた場合には、必要な範囲で本学会の内外に公開することができる。

4. 前項の場合、本人は、理事会に対して意見を述べることができる。

5. 前項の公開を明示されたものならびに本人が承諾したもの以外の情報については、役員、COI委員会委員、事務担当者等は守秘義務を負う。退任後も同様とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程は、倫理委員会が審議を行い、理事会の決議を経て改廃できる。

附則

1. この規程は、2023年10月23日から施行する。

2. この規程は、施行後3年を目途に見直すものとする。